

学校いじめ防止基本方針

1 総則

【目的】

いじめとは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」と定義づけられる。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童・生徒の立場に立って行うものである。

本方針は、人権尊重の理念に基づき、京都市立下鳥羽小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

【基本理念】

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、アンケートを行うなどの様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭・地域が協力して、事後指導にあたる。

2 学校における組織「いじめ対策委員会」

(1) 対策委員会の設置

名 称…いじめ対策委員会（定例会）

構成員…管理職、生徒指導主任、養護教諭、学年主任、当該学年担任、スクールカウンセラー
開 催…毎月第一月曜日 16:00～

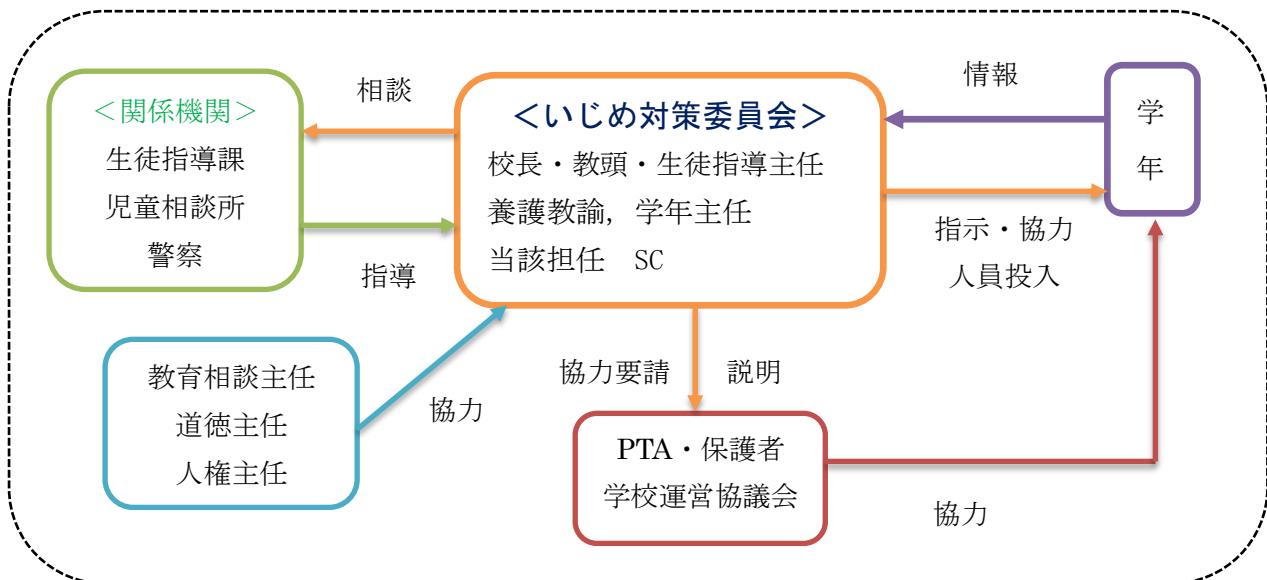
取 組…①各学級から、いじめに関する情報を学年担当が集約し、いじめ対策委員会に持ち寄り、委員会終了後に各学年会において、確実に内容を伝達する。

②いじめの対象になりやすい児童に対しての現状を共通理解し、いじめ防止による具体的な支援や方策についての措置を実行的に行う。

③いじめの実態が確認された場合は、被害児童や加害児童への適切な対処を協議し、該

当学年への解決に向けての取組の指示を行う。

- ④いじめ事案該当学年に対して、スクールサポーターや教務主任との連携を密にして、該当学年へのサポート体制を確立する。
- ⑤必要に応じて、道徳主任や人権主任が協議に参加し、具体的な取組などの提案を行う。
- ⑥必要に応じて、委員会を臨時に開催するとともに、関係機関（生徒指導課、児童相談所、警察）との連携を取りながら取組を進める。



(2) 教職員の資質向上に向けての研修

いじめの実態は、学校集団及び学級集団の中において認められることから、教職員が児童への見取を多面的に行う必要がある。また、該当担任だけでなく、多くの教職員の目で児童を見守るということから、教職員自らが、いじめに対しての共通認識を持つことが必須である。また、いじめの予兆やいじめの実態を見抜く目を養い、いじめが起こった場合に方向性が同じ指導や支援を行うためにも、共通理解の場を設けることが必要である。教職員の指導資質の向上を図るために、計画的な研修を継続的に行われなければならない。

《研修計画》

| 時 期 | 研 修 の 内 容 | 担 当 |
|-----|--|-----------------|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都市いじめの防止等取組指針の共通理解 ・いじめ防止基本方針の策定と共に理解 | 学校長 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の情報交換や児童理解 ・生徒指導主任研修の伝達・共通理解 | 各学級担任 生徒指導主任 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に対する取組と事案発生時の対処 ・いじめアンケートや保護者対応について | 生徒指導主任 教頭 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・各学級の該当児童の年間の変容について | 各学級担任 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果と課題について ・次年度に向けて | 生徒指導主任 各学級担任 |

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校全体での取組と児童にかかわること

| | 児童にかかわること | 保護者にかかわること(学校→保護者→子ども) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|--|--|--|--|--|-------|--|--|--|--------------|--|---------|---|---|--|-------|---|--|
| ①いじめの未然防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる学習環境の整備。 ○分かりやすい授業を心がけ、児童一人一人に学習の基礎・基本の定着を図る。 ○学習に対する達成感をもち、自尊感情を育む。 ○挨拶の励行 <↓道徳・特活・総合↓> ○インターネット、携帯電話の危険やモラルについて指導する。 ○「わたしたちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力の育成と体験活動の充実。 | <ul style="list-style-type: none"> ○規則正しい、生活習慣の定着。 (早寝、早起き、朝ごはん) ○親子のコミュニケーション。 ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 ○社会規範やルールを、大人自ら守る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②いじめの早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やクラスマネージメントやアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を究明する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ③いじめの早期対応に関して | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">1 暴力を伴ういじめ</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">いじめられた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める協力してもらう。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">いじめた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">2 暴力を伴わない</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">いじめられた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">いじめた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 </td> </tr> </table> </td></tr> </table> | 1 暴力を伴ういじめ | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める協力してもらう。 | | いじめた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 | | 2 暴力を伴わない | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">いじめられた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">いじめた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 </td> </tr> </table> | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 | | いじめた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 |
| 1 暴力を伴ういじめ | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める協力してもらう。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | いじめた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 暴力を伴わない | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">いじめられた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; vertical-align: top;">いじめた側</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 </td> </tr> </table> | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 | | いじめた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 | | | | | | | | | | |
| いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も、教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | いじめた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようとする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------------|-----------|--|---|
| 3 行為が見えにくい場合 | いじめられた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて的確に把握するとともに、迅速に初期対応をする。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ○我が子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求める、協力を要請する。 |
| | いじめた側 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を認識し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、我が子の言い分を十分に聞くようする。 |
| | 直接関係のない場合 | <ul style="list-style-type: none"> ○傍観することはいじめに荷担していることと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達のいいなりにならず、自分の意思で行動することの大切さに気付かせる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた時には、傍観者にならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。 |

(2) 地域・家庭との連携

| | |
|----------|---|
| ①各家庭での取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○自分の子どもに关心を持ち、子どもの孤独感やストレスに気づくことのできる親になれるように啓発を進める。 ○善惡の判断力を子どもに育てるために、「叱ること」「褒めること」を意識する。 ○親としての責任をもち、まず子ども中心の生活を心がける。 ○携帯電話やパソコンなどの情報機器を使う際に、親子でルールを作り、厳守する。 ○約束したことや決めたことは、親として絶対にふれずに徹底する。 |
| ②地域での取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに守られているという安心感を持たせる。 ○子どもたちとの人間関係を作るために、学校と地域が連携して行事を行なうなど、顔を合わせる機会を増やす。 ○子どもたちに会った時には、挨拶や声かけをお願いし、コミュニケーションを図る。 ○公園や遊び場など、地域で子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。 ○問題行動的な場面を見かけたら、優しく声かけをしてもらう。 |

4 関係機関、保護者・地域との連携

関係機関との連携

- (1) 京都市教育委員会組織（学校指導課・生徒指導課・教育相談総合センター等）や民間の施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員への相談や校内研修（チェックリスト・ネットトラブル防止等）の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する教育委員会職員（生徒指導課指導主事・子ども支援専門官等）といじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。
- (4) いじめ事案によっては、伏見警察署少年係に連絡をとり、被害児童の身の安全を最優先させるとともに、児童相談所などとの連携を図り、加害児童・被害児童の精神面のケアを進める。

保護者・地域との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

その際、いじめの事実関係などを本人及び周囲の聞き込みによって、客観性の高い情報を収集すること。

事案に対する指導は、継続的に行い、進捗状況を定期的に連絡する。連絡の手段としては、電話対応ではなく、家庭訪問や懇談など顔を合わせて行うこと。

学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について教職員自身が自己評価を行う。また、児童や保護者向けの評価についても、いじめの実態に関する項目を設け、HP等に公表する。

関係機関からの、調査などについては積極的に協力すると共に、教育委員会などへの報告を行う。

学校運営協議会などの場で、いじめに関する現状を報告し、指導・助言などを受ける。

5 重大事態への対処

学校の設置者又は学校による対処

(1) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

(3) 上記（1）の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、（1）の規定による調査及び（2）の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

6 年間計画

| 月 | いじめ対策委員会 校内研修 | 未然防止に向けた 取組や行事 | アンケートの実施 教育相談週間等 | 保護者への啓発 |
|---|--|--|---------------------|--|
| 4 | 基本方針検討 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) 基本方針の共通理解 | 学年・学級目標策定 始業式 入学式 学級開き あいさつ運動 朝会でいじめ対策委員会のメンバーソ紹介 | | 学級懇談会(人権及びいじめについて) ホームページにて学校いじめ対策委員会について周知 |
| 5 | 児童実態の情報交換 生徒指導伝達研修 | 児童会(1年生迎える会) 人権目標策定 | | PTA総会(基本方針の概要説明) |

| | | | | |
|----|---|--|---|-------------------------------------|
| 6 | 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) | にこにこタイム 4年みさきの家 6年薬物乱用防止教室 4年ケータイ電話教室 | いじめに関する記名式 アンケート | |
| 7 | 定例) いじめ対策委員会 (アンケート結果の情報共有) | にこにこタイム 4年非行防止教室 学童との連携 | 学校評価アンケート クラスマネージメントシート実施① 教育相談（個人懇談） | |
| 8 | 生徒指導研修会 (SNS・いじめ等) | | | |
| 9 | 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) | あいさつ運動 人権参観 | | 啓発懇談会 (人権にかかわる内容) 学校評価アンケート公表 |
| 10 | 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) | 運動会 | | |
| 11 | 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) | 6年修学旅行 | いじめに関する記名式 アンケート | |
| 12 | 定例) いじめ対策委員会 (アンケート結果の情報共有) | 全校で標語作成 児童会（朝会） 人権集会 学童との連携 | 学校評価アンケート クラスマネージメントシート実施② 教育相談（個人懇談） | 個人懇談会 |
| 1 | 定例) いじめ対策委員会 (クラスマネージメントシート考察) 学校いじめ防止プログラムの見直し | | | 地生連家庭教育学級 |
| 2 | 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) 生徒指導研修会 | | | 学校評価アンケート公表 入学説明会 学級懇談会 |
| 3 | 定例) いじめ対策委員会 (未然防止・早期発見・積極的認知) 生徒指導研修会 | 児童会（6年生を送る会） 卒業式 学童との連携 | クラスマネージメントシート実施③ 教育相談（個人懇談） | |

にこにこタイム…育成学級の紹介を含めた各学級との交流の時間

※令和2年度におきましては、新型コロナウィルスに伴う臨時休校によって実施できない行事、及び日程を変更する行事があります。

7 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 すべての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（重大事態への対応）

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
- ・いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連續して欠席している場合など迅速に着手する。